

第47回諫早市都市計画審議会  
議 事 録

諫早市都市計画審議会

## 第47回諫早市都市計画審議会議事録

1 日 時 令和8年4月24日(金) 14時00分～15時10分

2 場 所 諫早市役所 大会議室(本館5階)

3 議 案

議案第1号 諫早市都市計画マスタープランの承認について

4 出席した委員の氏名(敬称略)

◎鶴田 貴明 ○加藤 久雄 敷島 知章 西村 ふじ子  
☆南条 博 森 多久男 橋本 裕太 寺中 孝  
細川 誠 古賀 文朗 西村 久美子 小幡 直子  
岩本 頼子 中山 菊子 (計14名)

注1 … ◎会長 ○職務代理者 ☆議事録署名人

5 欠席した委員の氏名(敬称略)

秀島 はるみ

6 議事の要旨

別紙のとおり

7 議事録署名

---

### 【1.開会宣言】

会長

それでは、ただいまから第47回諫早市都市計画審議会を開会いたします。

なお、本日の出席者は14名で委員総数の2分の1を超えておりますので、審議会条例第7条第2項の規定により、本会議が成立をしていることをご報告いたします。

### 【2.議事録署名人の選定】

会長

次に、審議会運営規程第8条第1項の規定により議事録を作成することいたしますが、同条3項の規定に基づき議事録署名人の指名をさせていただきたいと思っております。

今回は西村ふじ子委員をお願いいたしましたので、名簿順に今回は南条委員をお願いできればと思っております。南条委員、どうぞよろしくをお願いいたします。

委員

はい。

### 【3.審議中のお願い】

会長

それでは、審議に入る前に私からお願いがいくつかございます。

本日の会議におきまして、議案第1号は審議会運営規程第5条各号のいずれにも該当いたしませんので、公開審議となることをご了承願います。

審議を円滑に行うため、発言の際は挙手をしていただき、私の方から指名をさせていただいた後、事務局がマイクをお持ちしますので、そのマイクを通してご発言いただくようご協力をよろしくお願いいたします。

本日は傍聴人の方がいらっしゃっておりますが、受付でお配りいたしました遵守事項を再度お読みいただきまして、審議会の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

遵守事項の一番下に書かれておりますが、進行の妨げになると判断した場合はご退席いただくこともございますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは審議に入ります。

#### 【4. 議案第1号の説明】

##### 会長

本日は議案が1件ございます。

議案第1号 諫早市都市計画マスタープランの承認について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

##### 事務局

#### [1. 表紙]

皆様こんにちは。

今回もスライドを用いて説明させていただきますので、前方のスクリーンをご覧くださいと思います。

本日の議案は、議案第1号 諫早市都市計画マスタープランの承認についての1件のみでございます。

#### [2. 報告案件の対象範囲]

説明に入る前に議案の対象範囲を確認させていただきたいと思います。

現在、「諫早市の新しい都市計画」を目指して作業を進める中で、将来のことを言ってるのか、今のことを言ってるのか、協議の対象がわからなくなってしまうようなことが最近起きていますので、ここで協議の対象範囲を一度確認していただきたいと思います。

上段が現在の都市計画のイメージ、下段が本市が目指している「諫早市の新しい都市計画」のイメージになります。

議案第1号の対象範囲は、現在の行政区域全体で都市計画マスタープランの一部改訂を行うものでございます。

今後、新しい土地利用政策の進捗に合わせて、将来的には都市計画マスタープランの全面改訂が必要になってくると考えております。

今回は上段の方です。お願いいたします。

#### [3. 議案第1号 目次]

こちらが目次になります。

1つ目の諫早市都市計画マスタープランと2つ目の一部改訂のポイントについては、振り返りとして前回までの内容を簡単にご説明させていただきたいと思いを思います。

その後、3つ目の一部改訂までの経過、4つ目の庁内関係部局への意見照会、これは最終のものになります。

それと5つ目の長崎県及び周辺自治体への意見聴取、最後に6つ目のパブリックコメントという順番で説明させていただきたいと思いを思います。

#### [4. 諫早市都市計画マスタープラン]

まず、都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2の規定に基づき、市町村が策定する都市計画に関する基本的な方針を定めるものでございます。

市町村の創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立して、将来のあるべきまちの姿を定めるものでございます。

次に、マスタープランの位置付けでございますが、上位計画の諫早市総合計画や都道府県が策定する都市計画区域の整備、開発及びおよび保全の方針、こちらは通称都市計画区域マスタープラン呼ばれておりますが、これらに即して定める必要がございます。

都市計画では、地域地区と都市施設、市街地開発事業、地区計画等を決定することができますが、それらを決定する際の基本的な方針として、諫早市都市計画マスタープランが位置付けられています。

次に、策定の経緯になりますが、本市のマスタープランは平成17年3月の合併を機に概ね20年後の望ましい都市の将来像を見据えて平成20年6月に策定されましたが、12年後の令和2年3月に社会情勢の変化や上位計画である第2次諫早市総合計画の策定を受けて、一度全面改訂を行っております。

その後6年が経過しておりますが、この間に西九州新幹線の開業や島原道路の開通など社会情勢にも大きな変化がっており、令和6年度に都市計画基礎調査を実施したことや今般の第3次諫早市総合計画の策定に合わせまして、これらを反映した時点修正程度の一部改訂を行うものでございます。

#### [5. 一部改訂までの経過]

次に一部改訂のポイントについて、ご説明いたします。

今回は3つの改訂ポイントがございます。

1つ目は、基礎的データとして用いている国勢調査や都市計画基礎調査の結果をそれぞれ最新のものに時点修正を行い、また、島原道路や西九州新幹線などインフラの整備状況を反映させます。

2つ目は、全面改訂を行った令和2年3月以降に本市が実施している市街化調整区域の規制緩和策として、沿道業務区域やインターチェンジ周辺における流通産業区域などの規制緩和の内容を反映させております。

また、開発需要の受け皿及び計画的な開発誘導を図るために、市街化調整区域であっても持続可能な地域振興に寄与する新たな産業立地の可能性を検討する文言を追加しております。

3つ目は、令和6年5月に決定した「諫早市の新しい都市計画」に関する基本方針に沿って、都市計画区域の再編、区域区分の廃止、補完制度の導入を目指すことをマスタープランに記載することとしております。

#### [6. 一部改訂までの経過]

次に一部改訂までの経過を説明いたします。

令和7年度は、昨年8月4日の第45回都市計画審議会でもマスタープランの一部改訂改訂を実施することについて報告させていただき、また今年1月20日の第46回都市計画審議会では一部改訂のポイントやその進捗状況について報告をさせていただいております。

その後、都市計画マスタープランの素案を取りまとめた後、2月17日から3月3日の間で市役所庁内関係部局へ最終の意見照会を行っております。

また、2月20日から3月6日の間で長崎県及び周辺自治体へ意見聴取を行い、2月24日から3週間、3月16日までパブリックコメントを実施しております。

今回、これらの意見を踏まえ、都市計画マスタープラン案を取りまとめましたので、本日の第47回都市計画審議会に諮問するものでございます。

## [7. 庁内関係部局への意見照会（最終）]

こちらは、市役所庁内関係部局からの意見の件数になります。

カッコ内の数字は、課室ごとの意見の件数となっております。

お配りしております資料1の「庁内関係部局への意見照会（最終）結果」に今回の照会結果を整理しておりますので、併せてご覧いただければと思います。

照会先としましては、庁内全課室を対象としております。

庁内関係部局には、これまでも意見照会を行いながら進めてきましたが、最終的にはご覧のとおり25件の意見がっております。

これらの意見について、案に修正を加えて反映したものの中から、主なものをご紹介します。

まずは、経済交流部スポーツ振興課からの意見で、該当箇所は議案書の71ページになります。

資料1の番号は8番になります。

2つ目の点の「新たに喜々津地域のなごみの里運動公園、諫早市サッカー場や隣接する真津山・西諫早地域のスポーツパーク諫早が整備されました」を改め、「喜々津地域には、なごみの里運動公園、諫早市サッカー場が、真津山・西諫早地域には、スポーツパーク諫早が整備され、交流事業の拡大に繋がっています」との修正を加えて欲しいとの意見がっております。

この意見に対する考え方としましては、「意見のとおり修正します」という整理を行っております。

意見に対する対応としましては、議案書の71ページ、都市構造図における空間構成の方針として、スポーツレクリエーション拠点について表したもので、上段が素案、下段が今回の改訂案となっております。

スポーツパーク諫早が整備され、交流人口の拡大に繋がっている現状に合わせて文言の修正を行っております。

次に建設部道路課からの意見で、該当箇所は議案書の140ページになります。

資料1の番号は11番になります。

都市施設・交通ネットワークに関する整備方針について、「南諫早産業団地（産業拠点）への輸送道路やのところから市道栗面小ヶ倉線の整備推進」までの部分を削除し「南諫早産業団地及び諫早平山産業団地の建設や伴う道路交通量増に対応した道路整備の推進」を追加して欲しいとの意見がっております。

この意見に対する考え方としましては、「意見のとおり修正します」という整理を行っております。

意見に対する対応としましては、議案書140ページ、小栗・小野地域における都市施設・交通ネットワークに関する整備方針を整理しているところの右側が素案、左側が改訂案となっております。

現在、道路課では南諫早産業団地及び諫早平山産業団地の建設に伴う道路交通量増に対応し、既存道路の安全性や産業団地へのアクセス性の向上を目的として周辺の4路線の道路整備を計画しておりますので、その状況に合わせた文言に修正を行っております。

続いて、建設部開発支援課からの意見で、該当箇所は議案書の242ページと関連する92ページになります。

資料1の番号は20番になります。

「生活拠点等活性化事業の用語解説の追加が必要ではないですか」との意見がっており、考え方としましては、「意見のとおり修正します」という整理を行っております。

意見に対する対応としましては、議案書92ページの自然的土地利用（都市計画区域外）の規制・誘導方針のところになります。

今回の一部改訂では、諫早市生活拠点等活性化事業により都市計画区域外の支所・出張所地域において、宅地開発事業による土地利用転換を促進し、定住化や地域コミュニティの維持を図るとともに、まちの賑わい創出を目指していくことを追記しております。

意見としましては、この諫早市生活拠点等活性化事業について、巻末242ページ以降の用語解説に追加が必要ではないかというものでございます。

本事業は、都市計画区域外の支所・出張所周辺や小中学校の周辺などの生活拠点において、宅地開発や民間開発の誘致を行う事業者に対して補助金を交付し、定住化の促進や地域の賑わいづくり、地域コミュニティの維持を図る制度のことで、令和4年度に創設されていることを用語解説に追加しております。

#### [8. 長崎県及び周辺自治体への意見聴取]

次に長崎県及び周辺自治体へ意見聴取を行っております。

カッコ内の数字は、課室ごとの意見の件数となっております。

お配りしております資料2に、いただいた意見を整理しておりますので併せてご覧ください。

意見の聴取先は、長崎県のほか、本市とともに長崎都市計画区域を構成する長崎市、時津町、長与町、また本市に隣接している大村市、雲仙市となっております。

長崎県は都市政策課を初め、盛土対策室、土地対策室、農山村推進課から18件、長与町から1件、時津町から1件、合計20の意見をいただいております。

また、長崎市、大村市、雲仙市からは意見なしとの回答をいただいております。

いただいた意見を反映し、修正を加えたものの中から主なものをご紹介しますと思います。

まずは、県の都市政策課からの意見で、該当箇所は議案書の27ページになります。

資料2の番号は7番になります。

「交通量は路線の平均値とありますが、市内完結の交通も含んでいると思われます」、「各方面市境をまたぐ交通量であるかのような見せ方になってしまっていると思料されます」、「平成27年センサスと令和3年センサスで差が大きいのは、そのためだと思います」との意見をいただいております。

コメントに対する市の考え方としては、「ご指摘のとおり市内完結の交通量も含んでおりますので、各方面市境をまたぐ交通量であるかのような見せ方にならないよう修正します」という整理を行っております。

こちらは議案書の27ページになりますが、右側が素案、左側が改訂案となっております。

素案では矢印を表記していることにより、指摘のとおり各方面市境をまたぐ交通量であるかのように誤解を招く可能性がありましたので、議案書では矢印を削除、観測点を表記するとともに、注意書きとして行政界付近の観測点を通過する24時間交通量であることを追記しております。

続きまして、同じく長崎県都市政策課からの意見で、該当箇所は議案書の94ページになります。

また、資料2の番号は9番になります。

「12行目以降の4つの四角項目の文書と図面については目指すべき都市像や全体構想の土地利用などに記載すべきと考えます」との意見をいただいております。

この意見に関する市の考え方としましては、『「第4章将来都市像4.1まちづくりの基本的課題」から「第5章全体構想5.1土地利用」へ掲載場所を変更します』という整理を行っております。

こちらは議案書の94ページになります。

右側が素案の58ページのもの、左側が改訂案である議案書の94ページになります。

素案では、まちづくりの基本的課題として「人口減少が著しい中山間地域などの集落において、コミュニティの維持が難しくなる状況が懸念されます」という課題の後に、今回の一部改訂のポイントの1つである市街化調整区域の規制緩和状況を追加しております。

ただし、赤枠内の部分は市が進めてきた市街化調整区域の規制緩和策を列記しており、課題ではなく実際の施策になってくるため、第5章全体構想の土地利用へ掲載場所を変更するものでございます。

続きまして、長崎県盛土対策室からの意見で、該当箇所は議案書の16ページになります。

資料2の番号は12番になります。

図2-15の法規制状況に対して「盛土規制法の区域指定及び運用開始が令和7年5月23日になされています。なお、GIS等必要であれば提供しますので個別にお問合せ下さい」との意見をいただいております。

この意見に対する市の考え方としては、「盛土規制法の区域指定及び運用について、図・文言を追記します」という整理を行っております。

こちらは議案書の16ページになります。

右側が素案、左側が改訂案となっております。

片カッコ1、市全体の土地利用規制の上から4行目の朱書き部分に、宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域を追記しております。

また、図2-15の法規制状況に盛土規制法関連の区域指定を重ねた場合、その他の規制と重複して見づらくなってしまうため、別図として掲載させていただきます。

続きまして、長崎県土地対策室からの意見で、該当箇所は議案書の2ページになります。

資料2の番号は13番になります。

図1-1、諫早市都市計画マスタープランの位置付けについて「長崎県土地利用基本計画が国土利用計画法に基づく土地取引規制、土地利用に関するその他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するにあたっての基本となる計画であると位置付けられているため、諫早市都市計画マスタープランに対する上位計画として、県の長崎県土地利用基本計画が位置付けられていることがわかるように本文の位置付けの図に盛り込んでいただきたい」との意見がっております。

この意見に対する市の考え方としましては、「ご指摘のとおり修正します」という整理を行っております。

意見に対する対応としましては、こちらが議案書の図になりますが、上段が素案、下段が改訂案となっております。

図1-1、諫早市都市計画マスタープランの位置付けについて、長崎県土地利用基本計画が上位計画となりますよう修正を行っております。

なお、本市では国土利用計画法に基づく市町村計画は定めておりませんので、長崎県土地利用基本計画に即することとなります。

続きまして、長崎県農山村振興課からの意見で、該当箇所は、議案書の34ページになります。

資料2の番号は15番でございます。

図2-27、区域区分別農地転用件数・面積の推移について、『「本市の農地転用の推移を区域区分別にみると、農地転用件数・面積ともに市街化区域が多くなっています」とあるが、近年、特に令和3年以降は市街化調整区域での件数・面積が多くなっており、平成26年から令和5年期間中の合計値も市街化調整区域の方が多くなっている。ミスリードを誘うため文言を修正すべきかと思われる』との意見をいただいております。

この意見に対する市の考え方としましては、「市街化区域を市街化調整区域に修正します」という整理を行っております。

意見に対する対応としましては、議案書の34ページになりますが、上段が素案、下段が改訂案となっております。

近年では、市街化区域より市街化調整区域の農地転用が多くなっているため、文言を修正しました。

また、資料2の番号16の意見では、「概ね横ばい傾向と言えないのではないか」との意見をいただいているため、「概ね横ばい傾向で推移していましたが、近年市街化調整区域では増加傾向にあります」と修正いたしております。

なお、庁内関係部局への最終意見照会におきましても、農業委員会事務局から同様の意見がっており、さらには「農地転用件数ではなく筆数が正しい」との意見があったため、文言の修正を行っております。

続きまして、長与町都市計画課からの意見で、該当箇所は議案書の24ページになります。

資料2の番号は19番になります。

「図2-26の1人あたり面積が都市計画公園面積に対する数値だと思われませんが、都市計画決定していない都市公園を含めると1人あたり面積が上昇するため、そのことを補足いただけることは可能でしょうか」との意見をいただいております。

この意見に対する市の考えとしましては、「右図の下に、以下の文言を追加します。上記数値は、都市計画公園のみを対象としており、その他の都市公園を含めると1人あたり面積は上昇します」という整理を行っております。

意見に対する対応としましては、議案書24ページの図で右側が修正前の素案、左側が改訂案となっております。

図は都市計画公園1人あたり面積を表したもので、諫早市は1人あたり12.21平方メートルで、都市公園法施行令で定められている住民1人あたりの都市公園の敷地面積の標準10平方メートルを上回っていることを表現しております。

ここで、都市計画公園と都市公園の違いについて説明いたします。

都市計画公園は、都市計画法に基づいて都市施設として、位置、名称、種別などが定められた公園又は緑地で、都市公園は都市計画公園に加え、地方公共団体が都市計画区域内に設置するその他の公園又は緑地等を含んでおります。

都市計画公園のみの場合、長与町は1人あたり3.91平方メートルですが、その他の都市公園を含めると1人あたり面積は上昇しますので、改訂案ではその旨を追記しております。

#### [9. パブリックコメント]

次にパブリックコメントについて説明いたします。

都市計画法では、マスタープランを定めようとするときは住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう求められています。

実施内容としましては、意見募集の期間を2月24日から3月16日までの3週間とし、市の都市政策課や各支所及び出張所の窓口に閲覧場所を設けるとともに、市のホームページ上で広く素案を公開し、意見募集を行っております。

また、意見の回収方法としましては、意見書受付箱へ投函していただくほか、電子メール、FAX、郵送など様々な方法で提出ができるようにしております。

こちらは閲覧場所に備えつけたチラシで、一部改訂のポイントが確認できるよう整理を行っております。

また、周知の方法としては市のホームページ以外でも、市民の約3分の1以上に当たる45,000人以上が登録している諫早市公式ラインにおいて、パブリックコメントを実施していることをピックアップニュースでお知らせして、広く市民の目に留まるように工夫をしております。

こちらは意見の件数と反映状況になります。

今回の一部改訂は、必要最低限の時点修正を行うものですので、意見が出づらいたいことは最初から想定をしておりましたが、実際に意見として提出されたのは2件でございました。

ただし、市ホームページへのアクセス記録では、ユーザー数つまりパブリックコメントのページを閲覧された方が582名、セッション数つまり582名のうち複数回閲覧された方を含めると延べ736名の方にご確認いただいておりますので、改訂内容をご覧になった結果、意見なしとの判断に至ったものと分析をしております。

また、2件の意見についての対応としましては、案に修正を加え反映させたものが1件、個別計画の中で対応を検討するものが1件という区別をしております。

1つ目の意見の該当箇所は、議案書の137ページになります。

図6-12、小栗・小野地域の地域特性現況図に対して、「干拓の里よかもん市は令和7年12月28日で営業終了、むつごろう水族館は令和4年10月1日から休館となっており、正確な表記が必要ではないでしょうか」との意見をいただいております。

この意見に対する市の考え方としましては、「ご指摘を踏まえ、下記の通り修正いたします」とし、「干拓の里よかもん市は削除、むつごろう水族館は休館を追記」という整理を行っております。

こちらは議案書137ページになりますが、右側が素案、左側が改訂案となっております。

干拓の里よかもん市は削除し、干拓資料館・むつごろう水族館は休館という表記をいたしております。

同様に庁内関係部局の最終意見照会におきましても、市の干拓室から名称変更の意見がありましたので、併せて「ゆうゆうランド干拓の里」から「ゆうゆうランド」を削除しております。

次に、2つ目の意見になりますが、都市計画マスタープランに該当する箇所はございません。

意見は「旧太陽保育所跡地に西諫早道の駅と銘うって再活用いかがでしょうか、野菜中心に。立地的に大変賑わうと考えますが」というご意見をいただいております。

実際のところ、旧太陽保育所跡地は西諫早駅にも近く、今後の土地利用のあり方が大変重要になってまいります。

そこで、この意見に対する市の考え方としましては、「ご意見を担当課に伝え、今後、具体的な取り組みを行う上で参考にさせていただきます」という整理を行っております。

説明は以上となりますが、今後の予定としましては、本日の審議会においてご審議いただき、ご承認をいただけましたら5月中の策定を目指したいと考えております。

その後、印刷・製本の作業を経て、都市計画法の規定に基づき市民へ公表を行うとともに、県知事へ通知を行います。

委員の皆様方には、その時点で製本したものを改めてお配りさせていただきたいと思っております。

以上で、第1号議案の説明を終わります。よろしく御審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

#### 【5. 議案第1号（質疑）】

**会長**

ありがとうございました。

今回、都市計画マスタープランの一部改訂が行われるということで、ポイントが3つあるというお話がありました。

データやインフラの整備状況の更新、規制緩和の追加、そして新しい都市計画の方針が決定されたところは、まず全体を押しえた上で、かなり細かく意見聴取を行っていただきまして、そこで出た意見についてご説明をいただいたところですよ。

大変丁寧に説明いただきまして、ありがとうございます。

それでは、ここから意見交換に入りたいと思います。ご意見、ご質問でも大丈夫ですよ。

ここがもう少し知りたいというところも含めて、何かご意見があれば挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

**委員**

このマスタープラン策定の完成予定は大体いつ頃ですか。

**会長**

事務局、よろしくお願いいたします。

**事務局**

本日、承認をいただきましたら、5月中に策定して皆様のもとに配布したいと考えています。

**委員**

私も今回まだ2回目、3回目くらいなんですけど、議会はいつ通したのか記憶にないんですけど、議会は通さなくてよかったのですか。

**会長**

事務局、よろしくお願いいたします。議会への説明状況です。

**事務局**

こちらのマスタープランの改訂につきましては、議会の承認はいらぬということになっておりまして、それに代わる都市計画審議会という法定の審議会の中でご審議いただくということになっております。

改訂の内容につきましては、経済建設委員会で一度説明をさせていただきまして、森委員の方からも全員協議会の審議会報告の中で、マスタープランの一部改訂を行いますというアナウンスをしていただいた経緯がございます。

委員

わかりました。意見も少しよろしいですか。

会長

はい。大丈夫です。

委員

私の地元の真津山地区について、議案書の150ページになりますけど、都市施設・交通ネットワークに関する整備方針の中で、久山港周辺整備に伴う道路交通量の増大に対応した道路整備の促進、国道34号からのアクセス道路となる一般県道久山港線の整備促進について、具体的な数字は出せないのかなと思ったのですが。

例えば、国道34号の貝津交差点付近は大渋滞を起こしているわけで、私も色々なところに聞いて調べたら1日57,000台ということで、国道34号の中では県内1位の交通量ということです。

対応策としては、これに久山港線をバイパス化させるということで、今回載せてありますけど、国道34号の交通量などを書けたら、もう少し現実化するのではないかなと。

貝津交差点が混雑して周辺にも迷惑をかけているということで、代表質問もしましたが、そういうことも今後の課題にさせていただきたいなど、国道34号の渋滞状況をもっと具体的に表示できたらなというのが思いです。

会長

大変貴重なご意見ありがとうございました。

しっかりデータに基づく状況をお示しいただけたらどうかということですが、事務局の方いかがでしょうか。

#### 事務局

ご意見ありがとうございます。

230ページを開いていただきたいのですが、この都市計画マスタープランは長いスパンでの目標という整理をしております、現行のマスタープランは令和2年に策定して、令和17年、2035年目標年次という計画となっております。

そこで、個別の事業についての目標時期までは掲載しておりませんので、ご理解いただければと思っております。

#### 委員

承知しました。

#### 事務局

貴重なご意見ありがとうございます。ご指摘のとおり国道34号の貝津交差点の交通渋滞が非常に大きな問題ということは、諫早市としても認識はしております。

そこで、148ページに真津山・西諫早地区における地域づくりの課題、目標及び地域づくりの基本的な考え方という表が一番上にありますけど、この中に地域づくりの課題という項目がございます、貝津交差点が非常に大きな渋滞を起こしていることが地域の課題ではないかなと考えています。

これを解決するために、現時点では一般県道久山港線などの整備が行われていますが、これ以外にも今後新たな道路整備というのが出てくる可能性もあるかなと思いますので、今のご指摘については、地域づくりの課題という項目に記載させていただくというのはいかがでしょうか。

#### 委員

はい。課題ということで、よろしく願いいたします。

数字の部分で言いますと、146ページになりますが、人口が28,827人、その前は26,000人位ということで、やはり真津山地区の人口が非常に増加していることを現実的に把握し、今後の課題の一つとして立証していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

#### 会長

貴重なご意見ありがとうございました。

やはりデータや数字をしっかりと押さえていただきたいというところのご意見だったかと思います。

そして、事務局からもご提案をいただきまして、ありがとうございます。

課題が明確となって良かったかなと思います。

それでは他にいかがでしょうか。

先ほどのように地域別の構想がございますので、皆様がお住まいの地域の表現、対策なども重要な視点だと思います。

全体に加えて、地域のところもご覧になっていただければと思います。

#### 委員

真津山のことを言われましたけど、本野は北バイパスもまだ2車線で、本線の工事を少しずつしてはいますが、結局は一緒なんですよ。

だから、一貫してスーッと通るような道を考えて欲しいなど。

例えば、真津山から大村に行こうとしたときに、北バイパスを通っても結局は本野のところで渋滞しているのだから、総合的に見つめ直して欲しいなど。

一般市民としては、そのように思います。よろしくお願いします。

#### 会長

ありがとうございました。

貴重なご意見だと思います。生活道路として普段使う道路と大きな道路との関係性をしっかりと見つめて欲しいというご意見だったと思います。

交通ネットワーク整備方針図が98ページにありますけど、ここでは幹線系統がきれいに整理されておりますが、事務局の方からもコメントをいただければと思いますが、いかがでしょうか。

#### 事務局

ありがとうございます。会長の方からもお話がありましたように総合的な交通ネットワークとしては98ページのような道路形態、交通ネットワークをしっかりと整備していくことが諫早市としての目標でもあります。

それが全ての地域ごとに生活を支えるバス路線であったり、通勤通学であったり、そういった動脈になりますので、それぞれの地域でそれぞれの課題が当然あると思いますけれども、市全体としてはこういうイメージで整備を進めていくという考えでおりまして、この都市計画マスタープランの中にも、しっかりと盛り込まれているものと考えております。

#### 会長

ありがとうございます。

ご意見を参考にされながら、具体的な道路整備を進めていただければと思います。

他にございませんでしょうか。

#### 委員

私は多良見町のシーサイドに住んでおります。

街並みもずいぶん変わってきていて、駅裏にマンションが5棟ぐらい建ってますし、久山の方にも小さな団地ができております。

やはりマンションに住んでいらっしゃる方は、朝の通勤時にあの踏切を通過していくのがものすごく大変だというお話を聞いてます。

シーサイドから国道に抜けていくときケーキ屋のところで、朝の時間帯がすごい渋滞になっています。

それは長与から来る道と合流して、私達は脇から入っていくので、国道はもっと先なのに、なかなかそこに乗ることができないという状況です。

そして先程言いました久山にも新しい団地が少しずつ広がってきておりますので、ずっと交通渋滞というわけではないのですが、朝の9時から10時近くまで、月曜日からずっと渋滞でどうにかならかなというのは非常に感じておりますので、そこも考えていただければなと思ってます。

#### 会長

ありがとうございます。

交通渋滞の深刻な状況というところでのご意見をいただきました。

これに関連する記載などあれば、事務局の方でお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### 委員

すみません。160ページの5番目の景観形成に関する方針のところ、一番下の喜々津駅前の交通結節点の交通利便性の向上、まちの顔としての景観形成ということが書かれています。

ただマンションが建っているだけなので、もうちょっと公園みたいな感じになっていくと、景観ももっと良くなるかなと考えたりしておりますので、ここから事業を膨らませていっていただければなというふうに思っております。

#### 会長

ありがとうございます。

交通渋滞の話と景観形成の部分でマンションなどが増えている、そういった状況の中で調和した景観をどうつくっていくかというご意見かなと思います。いかがでしょうか。

#### 事務局

160ページの安全で快適な歩行空間の確保に努めますというところや、交通に関する記載としては住民に身近な生活道路、通学路や主要な交差点などの交通安全対策の推進の中でも、こういった交通渋滞や歩行者の安全というのも総合的には含まれていると思いますので、しっかりと読み解きながら事業を広げていきたいと思っております。

また、シーサイドからの道路の問題につきましては、県道や国道との取り付けもありますので、そこは県に要望をさせていただいたり、事業としては別の形で進めていますので、マスタープランとしては先程言いましたネットワークの構築などをきちんと謳っていますので、交通安全や市民の利便性の向上などの部分をしっかりとこの中から拾い上げて、事業に繋げていきたいと考えております。

## 会長

ありがとうございます。

56ページの将来都市像のピンク色のところに市街地の交通渋滞の解消に向けという表現がございまして、先ほどご説明があったように、交通渋滞対策事業というのは実はなくて、それを解決するための道路整備があったり、交差点改良があったり、または公共交通を使うというのもその一つですけれども、ソフト面の政策も含めて色々なやり方があるのかなと思っております。

従いまして、この将来都市像でしっかり位置付けされていて、色々な事業を展開されるという計画を作られていると思いますので、そこを抑えて、これから計画を進めていくというところが、一番重要なポイントかなと思ってます。

他には大丈夫でしょうか。

## 委員

ご説明ありがとうございます。

2点ございます。1点目が212ページ、私の地元、大草駅に関してです。

③の道路交通の最後の4つ目に国道207号の大浦～大草間にはと書かれています。

この大草の定義ですけれども、大草と言ったら大草地区のことをいう方がいらっしやったり、伊木力地区のことを大草という方もいらっしやったり、JR大草駅があったりということで、大浦～大草間と書いていたら、見た人は大浦から大草小学校のところまでが3往復かなと思ったりして、実際は違うと思いますので、この記載は明確にどこの駅からどこの駅まで、例えば大草駅までと書いた方が良くはないかなと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

## 会長

ありがとうございます。

具体的なお意見のところ、事務局の方いかがでしょうか。

## 事務局

先程のご質問につきましては、生活安全交通課にも考え方や捉え方を確認してから、記載すべきであれば修正を加えたいと思います。

**委員**

ありがとうございます。

ぜひよろしく願います。ちなみに私が大草出身ですが、1往復しかありませんので。

次に2点目なんですけど、資料編のところの資料編－3に諫早市都市計画審議会の第46回、47回が記載されていますが、この一部改訂の時点でのメンバーはここに入れておく必要がないのか、考え方としてはいかがでしょうか。

**会長**

ありがとうございます。

資料編の記載について、事務局いかがでしょうか。

**事務局**

資料編の235ページに記載されている検討委員会の皆様につきましては、当時、全面改訂ということで大幅な改訂をした経緯がありまして、都市計画審議会からも一部メンバーに入られてはおりますけど、今回は一部改訂ということで、今後の全面改訂の際には、またこういった形でお名前などを掲載させていただこうと思っておりますが、今回は考えておりません。

**委員**

わかりました。ありがとうございます。

**会長**

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

大丈夫でしょうか。

それでは、本当にたくさんのボリュームがある中で、ポイントを押しえられた修正を行われて、パブリックコメントなど色々な意見についての対応も丁寧に行っていただいたと思っております。

ご意見がないようですので、質疑を終了したいと思います。

今回は一部修正がございました。この修正内容につきましては、私会長にご一任いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

異議なし。

会長

ありがとうございます。

#### 【6. 議案第1号（採決）】

会長

それでは第1号議案の採決をさせていただきます。

第1号について議案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

委員

異議なし。

会長

ありがとうございます。ご異議なしと認めます。

よって議案第1号に対する本審議会の意見は原案どおり承認いたします。

今回、冒頭に事務局から正誤表による訂正箇所の説明をいただきましたが、事務局におかれましては大変ご苦勞をかけると思いますが、他に訂正がないか製本・公表までに再度確認をお願いしたいと思います。

その結果、軽微な変更がありましたら、その確認は私がしっかりと行いますので一任していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

異議なし。

会長

ありがとうございます。

ご異議ないようですので、そのように取り扱わせていただきます。

#### 【7. 議事録の整理について】

会長

本日予定されておりました議案審議は以上でございます。

委員の皆様にお諮りいたします。議事録の整理につきましては、会長に一任していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

異議なし。

会長

ありがとうございます。

しっかりまとめてまいりたいと思います。

#### 【8. 閉会】

会長

それでは、以上で本日予定しておりました日程を全て終了いたしました。

これをもちまして、第47回諫早市都市計画審議会を閉会いたします。

皆様、大変ありがとうございました。